青少年健全育成

平成22年4月、子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者を支援するネットワーク整備を進めようと、「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「子ども・若者ビジョン」が策定されました。

その後、平成28年2月には新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が制定され、社会的な生活を送る上で困難を有する子ども・若者について、例えば、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘されました。

豊島区では、青少年問題協議会及び地区青少年育成委員会を中心に、家庭・学校・地域並びに関係行政機関が連携を図り、青少年健全育成施策を推進してきましたが、若者の育成にこれまで以上に積極的に取り組むべきだと考え、概ね30歳までの若者を対象に、平成29年3月「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。

また、当該計画の改定を契機に「豊島区子どもプラン」と統合し、子ども・若者に関する総合的な計画として、令和２年３月に「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しました。

今後は、子ども・若者や保護者の状況に応じて、年齢やライフステージで途切れることなく、様々な機関が連携してそれぞれの専門性を活かして支援する体制を整備していきます。

1. 子ども・若者総合計画【再掲】……241
2. 青少年問題協議会……241
3. 地区青少年育成委員会……241
4. 青少年育成団体行事助成……241
5. 社会を明るくする運動……242
6. 不健全図書類規制対策……242
7. プレーパーク事業……243
8. 子ども若者総合相談事業……243
9. 子ども食堂ネットワーク事業……244

１.子ども・若者総合計画（再掲）　子ども若者課

子ども・若者支援策を総合的に展開するため、平成31年度までを計画期間とする「豊島区子ども・若者計画」及び「豊島区子どもプラン（子ども・子育て支援事業計画を含む）」の改定を契機に、２つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の観点を包含するとともに、新たに「子どもの権利推進計画」を盛り込んだ子ども・若者に関する総合計画として、令和２年３月に「豊島区子ども・若者総合計画」を策定しました。※17ページ参照

２.青少年問題協議会　子ども若者課

青少年の育成、指導、保護及び矯正に関する総合的施策のための調査、審議並びに必要な関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、これらについて、区長と区内関係行政機関に対し意見を述べることができます。

定例協議会を開催するほか、平成11年度から諮問・答申方式を導入するとともに、専門委員会を設置し、青少年をとりまく時宜的課題について調査・審議を行っています。

３.地区青少年育成委員会　子ども若者課

青少年問題協議会の施策を基調として、地域社会における青少年の健全な育成を図ることを目的とした地域の自主的な組織です。もともと豊島区には旧出張所行政区域を単位として、青少年対策地区委員会が、豊島区青少年問題協議会の下部組織として設置されました。

その後、昭和47年に青少年問題協議会の下部組織から切り離され、従来の「青少年対策地区委員会」を「地区青少年育成委員会」と改称し実施機関としての機能をもって今日に至っています。

各地区委員会(現在12地区委員会)には、運営委員会の下に、スポーツ・レクリエーション部会、生活環境部会、広報部会などがあり、自主的、積極的活動が行われています。また、昭和61年2月には、各地区青少年育成委員会相互の連携強化、地域活動の推進を図るため、豊島区青少年育成委員会連合会が結成され、地区委員会相互の情報交換、委員の研修等を行っています。

４.青少年育成団体行事助成　子ども若者課

地域団体(町会・PTA・女性団体・青年団体・少年団体等)が区内の青少年を主たる対象として行う文化、学習、レクリエーション、スポーツなどの行事に対し、補助金を交付しています。

青少年育成団体行事助成交付状況

年　度	交 付 件 数
29	9
30	10
元	10
2	10
3	10

５．社会を明るくする運動　　子ども若者課

この運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

豊島区では、同運動推進委員会並びに常任委員会が、7月の強調月間を中心に、地区の青少年育成委員会などと協力し、多彩な行事を実施しています。

【第71回社会を明るくする運動実施内容】

（令和3年度）

行事名	実施月日	場所	内容
推進委員会	5月	書面開催	本運動の周知方法及び各行事進行について検討、決定
青少年指導者合同研究会	中止	中止	問題青少年に対する指導能力の向上をはかるため、区内青少年指導者を対象に研究会を開催した。 対象　保護司会及び民生委員児童委員、青少年育成委員、PTA、更生保護女性会委員各代表者
広報活動	期間中	区内	1　区広報紙、ホームページによる周知 2　ポスター、リーフレット配布 3　地区活動及び青少年育成委員会等を通じて周知の徹底 4　としまテレビによる周知 5　広報用映像の作成、公立小中学校の児童生徒に配信
中央大会「区民のつどい」	中止	中止	作文コンテスト受賞者の表彰式のみ →11月14日・区役所5階会議室で実施
地区活動	期間中	各地区	1　地区の実情に応じた効果的な方法により実施 地区ごとの自主計画により実施 2　学校、PTA、その他の教育関係機関及び団体により、青少年の非行防止等について協議 →7月中の開催に捉われず年間を通して実施
施設見学研修会	中止	中止	施設内の見学、施設の概要説明聴講、質疑
実施報告会	3月	書面開催	行事経過報告、会計報告

６．不健全図書類規制対策　　子ども若者課

昭和60年10月に施行された「豊島区不健全図書類規制に関する条例」に基づき、地区の青少年育成委員会の協力のもとに不健全図書類等の自動販売機調査を行い、より一層の環境浄化活動を行っています。

７．プレーパーク事業　　子ども若者課

プレーパークは「自分の責任で自由に遊べる場」です。

自由な発想で遊び、多様な体験をすることで、創造性や協調性、自主性、危機回避能力を育み、健全な心身の発達を促すことができる貴重な空間です。

(1) 池袋本町プレーパーク

泥遊びやベーゴマなど、子どもたちが屋外でのびのびと遊ぶことができます。開園時はプレーリーダーが常駐し、子どもたちが安全に楽しく遊べるよう配慮しています。（区内のNPO法人に委託しています。）

所　在　地	池袋本町1-27-1（池袋本町公園の一部）	
開園日・時間	原則　毎日	午前10時～午後5時
休　　園	荒天時、年末年始、お盆時期、施設メンテナンス時等	

(2) 出張プレーパーク

区内の様々な場所で、季節ごとのイベントや多様な体験のできる「遊び場」をつくります。

８．子ども若者総合相談事業　　子ども若者課

アシスとしま（子ども若者総合相談）窓口が平成30年7月より開設。

様々な生きづらさを抱える子どもやおおむね39歳までの若者からの相談を受け付け、必要に応じて専門機関と連携しながら、支援していきます。上記の方に関する相談であれば、どなたからでも相談いただけます。

また、子ども若者支援ワーカーが地域に出向いて相談を受けます。

窓口開設場所	豊島区役所本庁舎　4階東側　11 - 1番窓口（豊島区南池袋2-45-1）
窓口受付時間	月曜日から金曜日の午前8時30分から午後4時30分 午後4時30分から午後5時15分は、ご予約のみ承ります。 ※祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は除く
電 話 番 号	03-4566-2476（直通）

※区内在住、在学、在勤の子どもとおおむね39歳までの若者が対象です。

（相談・支援回数）

年　度	30	元	2	3
登 録 相 談 者 数	99名	161名	144名	226名
本人家族への支援回数	551回	650回	669回	1,156回

（相談内容）　　（単位：件）

区分／年度	不登校	ひきこもり	無職・ニート	進路	学習	生活習慣	問題行動	就労	金銭困窮	虐待	その他					合計
									奨学金・学費		家族関係	人間関係（家族以外友人など）	親の課題・問題	いじめ	その他	
30	12	19	8	17	6	16	32	31	17	7	22					187
元	26	23	21	35	15	45	40	50	35	8	18	12	14	4	82	428
2	19	27	17	34	25	31	32	42	36	11	62	37	42	1	73	489
3	22	20	28	25	20	28	44	40	28	6	60	53	41	12	129	556

９.子ども食堂ネットワーク事業　　子ども若者課

子ども食堂とは、地域に居住する様々な家庭環境にある子どもやその保護者に対して、無料、又は安価で食事を提供する活動で、地域住民や企業、団体により運営、実施されています。食事をきっかけに集い、安心して自分らしく過ごせる居場所です。

区内で活動する「子ども食堂」が連携、協力して事業展開における課題の解決を図るため、ネットワークを結成し、子ども若者課が事務局となっています。

年　度	29	30	元	2	3
ネットワーク参加食堂数	13	14	19	21	25